

日本ホリスティック教育/ケア学会

機関誌編集委員会規程

(趣旨)

第1条 日本ホリスティック教育/ケア学会は、会則第4条(2)に基づき機関誌「ホリスティック教育/ケア研究」(以下、「本誌」という。)を発行する。本誌の英語表記は、Studies in Holistic Education/Care とする。

(設置)

第2条 本誌の編集及び発行に関する業務を行うために、会則第13条(3)に基づき機関誌編集委員会(以下、「本会」という。)をおく。

(構成)

第3条 本会は、編集委員長、常任編集委員、編集幹事長、編集幹事並びに編集委員をもって組織する。

- 2 編集委員長は、会則第13条(3)に基づき理事の中から互選によって選任する。
- 3 常任編集委員、編集幹事長、編集幹事及び編集委員は、編集委員長が推薦し、理事会の承認を得る。
- 4 編集委員長、編集幹事長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、3期を超えてひきつづき就任することはできない。

(編集委員長、常任編集委員、編集幹事長、編集幹事、編集委員)

- 第4条 編集委員長は、本会及び常任編集委員会を代表し、その業務を統括する。
- 2 常任編集委員は、常任編集委員会を構成し、本誌の編集及び発行に関する審議を行う。
 - 3 編集幹事長及び編集幹事は、本誌の編集及び発行に関する実務にあたる。
 - 4 編集委員は、査読を中心とする業務を行う。

(常任編集委員会)

- 第5条 編集委員長は、常任編集委員会を招集し、その議長となる。
- 2 常任編集委員会には、常任編集委員、編集幹事長及び編集幹事並びに編集委員長が必要と認められた者が出席する。
 - 3 業務の必要に応じて、常任編集委員会を開催するものとする(ただし、通信による会議を含む)。

- 4 常任編集委員会における審議事項は次のとおりとする。
- 一 本誌の編集及び発行の方針の決定について
 - 二 本誌の各号の構成の決定について
 - 三 依頼原稿の選定について
 - 四 投稿された原稿の査読者の決定、及び査読結果の報告の集約について
 - 五 本誌に掲載する原稿の決定について
 - 六 印刷所への発注内容の決定について
 - 七 本誌に掲載された論文等の一部または全部の転載について
 - 八 その他本誌の編集及び発行について

(論文の査読)

第6条 本誌の論文の査読は、少なくとも編集委員1名を含む2名によって行う。

(編集及び発行)

第7条 本誌の編集及び発行に関し必要な事項は、別に理事会が定める。

(編集委員会運営に関する事項)

第8条 本規程に定めるもののほか、編集委員会の運営に関し必要な事項は、常任編集委員会が定める。

(規程の改正)

第9条 本規程の改正は理事会で行う。

附則

- 1 本規程は、2021年7月3日から施行する。